

平成28年12月27日

第78回 神戸市個人情報保護審議会

介護保険事業計画策定のための在宅高齢者実
態調査結果と要介護認定データの電子計算機
処理について

(保健福祉局)

神保高介第 4661 号
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審査会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

介護保険事業計画策定にかかる在宅高齢者実態調査結果と要介護認定データの電子計算機
処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

介護保険事業計画策定にかかる在宅高齢者実態調査結果と要介護認定データの電子計算機処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【在宅高齢者実態調査に関連付ける市保有の情報】

◎認知症日常生活自立度

◎【在宅高齢者実態調査の情報項目】

- ・年齢、性別、身長、体重
- ・居住区
- ・家族構成
- ・親族との距離
- ・要介護度
- ・各種手帳等の取得状況
- ・住まいの状況
- ・世帯の収入
- ・世帯の貯蓄
- ・くらしの状況
- ・主観的健康状態
- ・疾病
- ・通院の有無
- ・在宅医療の有無・利用頻度・処置
- ・かかりつけ歯科医の有無、歯科検診の受診状況
- ・口腔ケアの状況、歯の残存本数
- ・服薬状況、かかりつけ薬局の有無
- ・食生活について気をつけていること
- ・固いものを食べること、他人との食事の機会
- ・からだを動かすこと
- ・認知症に関する情報の入手元
- ・認知症に関しての心配事、相談先
- ・毎日の生活での自立度
- ・成年後見人制度を知っているか
- ・医療・介護に関する相談先
- ・日常生活の心配事、相談相手、連絡相手

- ・近所とのつきあい
- ・グループ活動への参加、参加しない理由、参加したい活動
- ・ボランティアへの参加
- ・高齢期の住まいの希望
- ・看取りの希望場所
- ・特別養護老人ホームへの申し込み状況、理由
- ・24時間在宅サービス実施の影響
- ・施設等利用負担の可能額、相部屋・個室の希望
- ・住まいのバリアフリー化の状況
- ・保険料段階、介護保険料に対する考え方
- ・介護保険外サービスの利用状況、提供主体
- ・介護保険サービスの利用状況
- ・今後、在宅生活の継続に必要と感じるサービス
- ・ホームヘルプの利用状況
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用意向
- ・デイサービス等の利用状況
- ・介護者の状況
- ・介護者の勤務形態、仕事の継続の可否
- ・介護者の不安、負担を減らすために必要な施策
- ・認知症サポーターに依頼したいこと
- ・介護者の相談相手

介護保険事業計画策定にかかる在宅高齢者実態調査結果と 要介護認定データの電子計算機処理について

1. 概要

平成12年に始まった介護保険制度では、法律上、市町村は3年を1期として、「介護保険事業計画」（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）を定める必要がある（介護保険法第117条第1項）。また、市町村は、区域内の被保険者の心身の状況やその置かれている環境等を正確に把握し、これらの事情を勘案して、介護保険事業計画の作成に努めることとされている（法第117条第5項）。

本市では、平成30年度から開始する第7期神戸市介護保険事業計画の策定のための基礎資料とするとともに、今後の高齢者施策の参考資料とするため、市内の65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者（一般高齢者）、同じく要介護・要支援認定を受けている高齢者（在宅高齢者）及び介護サービス施設に対して、実態調査（アンケート調査）を実施する。

このうち、在宅高齢者に対する実態調査については、厚生労働省からアンケートの設問項目と要介護認定データと関連付けて分析することが推奨されていることから、アンケート回収後に専用端末上で要介護認定データと紐付けを行なうための電子計算機処理を行なう。

2. 事務手続きの流れ

- ① 神戸市に在住で要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方（約8万人）から、日常生活圏域毎に100名ずつ、無作為抽出により約8千人を抽出する。
- ② 抽出者には、調査票番号（連番）を割り振ったアンケートの調査票（調査票番号付）を作成し、委託業者において印刷・封入・宛名ラベル貼り付けを行った後、神戸市からアンケートを郵送する。
- ③ アンケートは、無記名により行い、回収したアンケートは委託業者において入力・集計作業をおこなう。
- ④ 神戸市において、③で集計したアンケート結果に「要介護認定データ」中の認知症日常生活自立度を調査票番号により関連付ける。
- ⑤ 関連付けを行った後は、個人情報特定できる情報（被保険者番号、氏名、住所、生年月日）を削除し、匿名化した上で分析を行う。

3. 効果

次期介護保険事業計画を策定するにあたり、アンケート結果を要介護認定データ中の

認知症日常生活自立度と関連付けて分析することにより、より効果的に、認知症のある要介護者の在宅生活の継続、認知症のある方を介護している方の就労継続（介護離職の防止）に向けた対策等を検討することができる。

（分析例）

- ・ 本人に認知症があっても、介護者が就労を継続できている場合の介護サービス利用の実態（サービスの組み合わせ、利用回数等）とは何か
- ・ 本人に認知症がある場合の家族等の「介護に対する不安」の軽減に資する介護サービス利用とは何か
- ・ 認知症のある方の在宅生活の継続に資する介護サービス利用とは何か

4. 対象件数

神戸市在住の65歳以上の要支援・要介護認定者の内、無作為抽出した 約8千人

5. スケジュール

平成28年12月～	アンケート調査準備
平成29年1月～	アンケート発送・回収
平成29年2月～	アンケート結果集計・分析

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、厳格に対処する。また、委託業者との委託契約においては、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約約款に基づき、厳格に管理する。

（1）システム上の保護

- ① 個人情報に係るデータは、インターネットに接続していない基幹系システム（介護保険認定管理システム）の専用端末を用いて入力・更新作業を行う。
- ② 保存するファイルにはパスワードを設定の上、専用端末内に保存し、適正に管理する。
- ③ 専用端末の操作は関係職員に限定する。

(2) 運用上の保護

- ① 保有する必要がなくなったデータは、直ちに消去する。
- ② 保存年限が経過した関係書類は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ③ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

